

第217回（令和7年2月16日施行）

3級 商業簿記

第1問

簿記上の取引の仕訳を通じて、記帳原則と勘定科目の使用についての基礎的な理解を問う問題です。

1. 株式を発行して、株式会社を設立した場合の仕訳を問うています。払込みを受けた金額は、資本金勘定で処理します。
2. 手もとにある現金を定期預金と普通預金に預け入れた際の仕訳を問うています。
3. 備品を購入した際の仕訳を問うています。諸経費を取得原価に入れることを忘れないでください。後日の支払いですので、未払金勘定で処理します。
4. いわゆる「売上原価対立法」で商品を売買した場合の仕訳を問うています。商品を仕入れた際、商品勘定を用いて処理します。なお、仕入時の消費税に関しては、仮払消費税勘定を用いて処理します（本問では税抜方式）。
5. 当期に生じた売上債権の貸し倒れの仕訳を等いています。売上債権が前期以前なのか、当期なのかによって処理が異なりますので気を付けてください。
6. 正確な費用（本問では旅費）の金額が判明しない場合に概算額で支払った際の仕訳を問うています。
7. 当期純利益が生じた場合の仕訳を問うています。株式会社の場合は、当期純利益が損益勘定にて計算され、損益勘定から繰越利益剰余金勘定に振り替えることになります。

第2問

本問は、資産、負債、純資産（資本）、収益、費用、そしてそれらと当期純利益との関係についての理解を問うています。なお、当期に損益取引以外の取引により生じた純資産（資本）の変動はなかったため、次の関係が成立します。

$$\text{期首（期末）資産} = \text{期首（期末）負債} + \text{期首（期末）純資産（資本）}$$
$$\text{当期純利益} = \text{収益} - \text{費用}$$
$$\text{期末純資産（資本）} - \text{期首純資産（資本）} = \text{当期純利益}$$

第3問

本問は、仕訳から取引を推定する能力を問う問題です。示された仕訳の情報にもとづいて、特定の取引内容を推定することは、取引と仕訳の関係を理解する能力が求められます。

第4問

本問は、先入先出法を用いた場合の棚卸資産の払出数量の管理、払出単価の決定、そして利益計算に関する理解を問う問題です。

商品有高帳を作成・利用する第一の目的は在庫管理です。在庫不足が生じないようにすることが第一義的に必要ですから、数量の記入について特に間違わないようにしなければなりません。商品有高帳を作成・利用するもう一つの目的は、利益管理です。個々の商品が利益を生み出しているかどうかをチェックすることが必要であり、売上原価を適切に計算するために仕入単価の把握が重要になります。

第5問

本問は、精算表の作成を通じて、主として決算整理の理解を問う問題です。決算時に行われる決算整理事項は、精算表上は修正記入欄に記入します。以下、具体的な決算整理の内容を示します。

1. 現金過不足の整理

現金過不足は期中において発見された現金帳簿残高と現金実際有高との差額であり、現在調査中のものです。決算手続中に交通費の記帳漏れが明らかとなったため、交通費として処理します。

2. 商品売買取引に関わる決算整理

商品売買取引は、勘定科目から明らかなように三分法により処理されています。そこで、決算整理では、商品の期首棚卸高（残高試算表欄の繰越商品勘定の金額）を仕入勘定に振り替える（仕入勘定の借方と繰越商品勘定の貸方に記入する）とともに、期末棚卸高を繰越商品勘定に振り替えます（繰越商品勘定の借方と仕入勘定の貸方に記入します）。この2つの振り替えにより、残高試算表欄と修正記入欄の金額を合わせた仕入勘定の残高（貸借差額）は、売上原価を示すこととなります。

3. 貸倒れの見積もり

貸倒れの見積もりについては、売掛金の残高に3%を乗じた金額が、決算整理後の貸倒

引当金の金額となるようにします。この問題では差額補充法による処理が求められているため、残高試算表の貸倒引当金の金額と決算整理後の金額との差額を貸倒引当金繰入勘定（費用）で処理します。

4. 備品の減価償却

備品の減価償却については、取得原価から残存価額（本問ではゼロ）を控除した金額を耐用年数（本問では5年）で除した金額が1年分の減価償却費の金額です。また、直接法による処理が要求されているますので、減価償却費の金額だけ、備品勘定（資産）を直接的に減少させるように、備品勘定の整理記入欄の貸方に記入します。

5. 家賃の未払分の整理

精算表の残高試算表欄の家賃（借方）は、当期に支払った金額で記録されているので、当期に計上されるべき家賃の一部（未払分）が含まれていません。当期の損益計算を適正に行うためには、家賃の金額に、当期で計上されるべき家賃の未払分を追加する必要があります。

6. 広告費の前払分の整理

精算表の残高試算表欄の広告費（借方）は、当期に支払った金額で記録されているので、当期だけではなく次期に計上されるべき広告費も含まれています。当期の損益計算を適正に行うためには、広告費勘定（費用）の金額に含まれている次期の広告費すなわち前払分は控除されなければなりません。